

伊佐市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集要項

目的

本市では、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

本要項は、令和8年度の事業の実施に際して、実施事業者の認可等について必要な事項を定めるものです。

事業概要

（1）乳児等通園支援事業とは

乳児等通園支援事業は、保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満(利用日時点)の子どもへの遊び及び生活の場の提供、並びにその保護者への面談支援を行う事業です。

（2）開始時期

開始日：令和8年4月1日

※本事業は、令和8年度より「特定乳児等通園支援事業」として給付化されるため、認可のほか、給付化に伴う確認申請が必要となります。（3月予定）

（3）実施場所

保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等であって、伊佐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という）に定める条件を満たすもの。

（4）利用方法

子ども一人当たり月10時間を上限とし、時間単位で実施します。

利用方法については、定期利用、柔軟利用、またはその組み合わせのいずれかを、事業所において選択して実施して差し支えありません。

ア 定期利用：利用する事業所、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法

イ 柔軟利用：利用する事業所、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

（5）利用定員

利用定員は、事業者がニーズや受入体制を考慮し、設定します。

事業区分

（1）一般型（在園児混同）

保育所等の定員と関わりなく、在園児と合同で受入を行います。

（2）一般型（専用室独立実施）

保育所等の定員と関わりなく、在園児とは別室で受入を行います。

(3) 余裕活用型

保育所等の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受入を行います。

ただし、余裕活用型は、保育所、認定こども園においてのみ実施可能です。

施設基準・職員配置

条例に定める設備、保育の内容、職員の配置に係る基準を満たす必要があります。

	項目	基準	
		一般型	余裕活用型
職員	資格	・保育士 ・その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者	各実施施設の基準に従う
	配置基準	・ <u>0歳児</u> おおむね3人につき1人以上 ・ <u>1・2歳児</u> おおむね6人につき1人以上 ※半数以上は保育士とする	同上
居室設備面積基準	乳児室の面積	<u>0・1歳児</u> 1人につき1.65m ²	同上
	ほふく室の面積	<u>0・1歳児</u> 1人につき3.3m ²	同上
	保育室・遊戯室の面積	<u>2歳児</u> 1人につき1.98m ²	同上
	便所	設けること	同上
食事	食事の提供を行う場合	当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	

※職員配置について、通常保育や一時預かりと兼任する場合、対象経費を適切に区分し管理をしてください。また、それぞれの事業で専任要件がある場合、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。

申請手続き

(1) 募集期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月20日（火）17時まで

※認可申請に必要な書類一覧を参考に提出期限までにご提出ください。

(2) 提出書類

様式第1号（乳児等通園支援事業認可申請書）

添付書類

	書類名称	様式	省略
1	定款又は寄附行為		
2	理事会議事録（認可申請議決関係）		
3	欠格事由に該当しない旨の誓約書	様式1	
4	乳児等通園支援事業面積・人員基準確認表	様式2-1 様式2-2	
5	見取り図・立面図・平面図 ※実施予定事業所の全体分 ※実施保育室等の有効面積がわかるもの。 ※実施予定保育室等がわかるようにマーカー等明示すること。		① 平面図は省略不可
6	実施予定場所の写真	様式3	
7	事業計画書	様式4	
8	(開始年度及び翌年度の) 資金収支予算書(保育事業部分のみ)	参考様式a	
9	事業の運営についての重要事項に関する規程		
10	(開始年度の) 安全計画	参考様式b	
11	(開始年度の) 消火・避難訓練年間計画	参考様式c	
12	職員名簿(職名、勤務形態、氏名等)	様式5	
13	各職員の資格証明書等(保育士証・研修修了証)の写し		
14	法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※提出日より3ヶ月以内発行のもの		①
15	理事・監事・評議員等の役員名簿	様式6	①
16	位置図・周辺状況	様式7	①
17	建物の登記簿謄本(全部事項証明書) ※建物が自己所有の場合のみ提出 ※提出日より3ヶ月以内発行のもの。		①
18	建物が自己所有以外の場合は貸借契約書の写し		①
19	建築物の検査済証の写し(又は建築基準法等関係法令に適合することを証する書類等)		①
20	経営の責任者(代表者)の履歴書	様式8	①
21	福祉の実務に当たる幹部職員(施設長)の履歴書	様式8	①
22	法人全体の財産目録及び預金残高証明書		②
23	決算書類(直近3か年度分)		②

※省略欄に①～②の数字が付されている場合、以下のそれぞれの条件を満たせば提出は不要です。

①認可保育所、認定こども園で実施する場合

②社会福祉法人又は学校法人の場合

(3) 提出方法

下記提出先に紙媒体及びデータにて提出

(4) 提出先

こども課保育係

〒895-2511

鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

電話 : 0995-23-1311

Mail : hoiku@city.isa.lg.jp

(5) 認可決定時期

令和8年3月頃